

あすわ第3（共同生活援助事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 足羽福祉会（以下「事業者」という。）が開設するあすわ第3（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業員が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定共同生活援助を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（サテライト型住居を含む。）において、相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- 4 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 事業の実施にあたっては、前4項のほか、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 主たる事業所の名称：あすわ第3
- 2 主たる事業所の所在地：福井市和田東2丁目1321
- 3 共同生活住居の名称及び所在地

- 共同生活住居 1 ひだまり A : 福井市西方 2 丁目 26-36
共同生活住居 2 ひだまり B : 福井市西方 2 丁目 26-35
共同生活住居 3 ひまわり : 福井市御幸 4 丁目 3-21
共同生活住居 4 さくら : 福井市御幸 4 丁目 2-19
共同生活住居 5 なごみ : 福井市和田東 2 丁目 1321 (1 階)
共同生活住居 6 はるか : 福井市和田東 2 丁目 1321 (2 階)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1 名 (常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス管理責任者 2 名以上

サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

3 世話人 8 名以上

世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。

4 生活支援員 7 名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

5 看護師 1 名以上

看護師は、利用者の健康管理、受診時の対応、支援者との連携や助言等を行う。

(主たる対象者)

第 5 条 事業所は、対象者を以下のとおりとする。

- 身体障害者
知的障害者
精神障害者
難病等対象者

(入居定員)

第 6 条 事業所の入居定員は、39 人とする。 ←指定共同生活援助の合計定員を記載

- 共同生活住居 1 ひだまり A : 2 人
共同生活住居 2 ひだまり B : 4 人
共同生活住居 3 ひまわり : 10 人
共同生活住居 4 さくら : 12 人
共同生活住居 5 なごみ : 7 人
共同生活住居 6 はるか : 4 人

2 前項の定員及びユニットの入居定員並びに居室の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(指定共同生活援助の内容)

第7条 利用者に対し、共同生活を営む住居において日常生活における相談支援、入浴、排せつ又は食事の介護、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整、余暇活動の支援等必要な介護、支援を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供したときは、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助として提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については別表1に定める。
- 4 指定共同生活援助を提供する利用者に対して、直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものについては、その便益に要した金銭の支払いを求めることができるものとする。この場合の利用料金については別表2に定める。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 第4項の規定により、金銭の支払を求めるときには、当該金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得るものとする。
- 7 第1項から第4項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡、その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情への対応等)

第12条 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、福井市長が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して福井市長が行う調査に協力するとともに、福井市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(支援体制の確保)

第13条 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定し、虐待防止委員会を設置すること。

(2) 成年後見制度の利用を支援すること。

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施すること。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症対策及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第16条 事業者は、事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携に関する事項)

第18条 事業者は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 事業者は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者等により構成された協議会を開催し、当該協議会において、事業の運営に係る状

況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

- 3 事業者は前項の報告、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表するものとする。
- 4 事業者は、協議会の開催のほか、定期的に、当該協議会の構成員が事業所を見学する機会を設けるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 従業員の資質向上のため研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該指定共同生活援助（従前の指定共同生活介護を含む。）を提供した日から5年間保存する。
- 5 利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する記録を整備し、当該指定共同生活援助（従前の指定共同生活介護を含む。）を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 足羽福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

平成26年 4月 1日改正

平成28年 4月 1日改正

平成28年 8月 1日改正

令和元年 6月 1日改正

令和2年 4月 1日改正

令和4年 1月21日改正

令和4年 4月 1日全面改正

令和6年 9月 1日改正

別表1（第8条第3項関係）

家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る料金表

種 類	金 額
家 賃	共同生活住居1 ひだまりA：月 18,000 円 共同生活住居2 ひだまりB：月 18,000 円 共同生活住居3 ひまわり：月 25,000 円 共同生活住居4 さくら：月 30,000 円 共同生活住居5 なごみ：月 30,000 円 共同生活住居6 はるか：月 30,000 円 ※ただし、低所得者については月額10,000円を引いた額とする。 また、月の途中で入退去した場合は利用日数分を徴収するが、その額が10,000円を超える場合は10,000円を差し引いた額を徴収し、超えない場合は0円とする。
光熱水費	月額 実費
食事の提供に係る経費	月額 実費
日用品費	2,000 円/月（必要に応じて徴収）

別表2（第8条第4項）

直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに係る料金表（重要事項説明書 住居別の別表に明細記載）

種 類	金 額
利用者希望の外出費 (交通費・付き添い費用含む)	実費
利用者希望の送迎費 (事業所公用車を使用する場合)	20 円/km
医療保険対象外の諸費用 (各種検診、予防接種等)	実費
行政機関などへの手続き費用 (コピー費、証明書発行費等)	実費
預かり金管理費	1,500 円/月
財産管理費	500 円/月

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

あすわ第3（共同生活援助）利用契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人
足羽福祉会共同生活援助事業所 あすわ第3（以下「事業者」といいます。）は、
利用者に対し提供する指定共同生活援助事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日までとします。

2 契約満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申出がない場合、かつ利用者の支援費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

（個別支援計画）

第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成します。

2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。

3 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

（サービス内容）

第4条 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。尚、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。

2 サービス提供は、事業所の世話人、生活支援員等の従事者が当たります。

3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常

生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

(利用料金)

第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める額。但し軽減等が適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、介護給付費・訓練等給付費等については、事業者が市町から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

- 2 事業者は、利用者が介護給付費・訓練等給付費の対象外サービス内容、家賃、光熱水費、食費等について重要事項説明書の通り料金を請求します。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料の支払い方法)

第6条 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(他のサービス提供者との連携)

第7条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(説明義務)

第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

(サービス利用のキャンセル)

第9条 利用者は、サービスのキャンセルについて、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として食費の実費相当額を事業者を支払うものとします。

(相談及び援助)

第10条 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(健康管理)

第11条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(安全配慮義務)

第12条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体勢を講じています。

(緊急時の援助)

第13条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に速やかに連絡します。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(1) 財団法人日本知的障害者福祉協会倫理綱領における知的障害者施設職員行動規範を事業所の倫理綱領、行動規範とします。

(2) 研修を通じて、従事者の人権意識の高揚及び知識や技術の向上に努めます。

(3) 支援に当たって従事者の悩みや苦勞を相談できる体制及び利用者の権利擁護に取り組める環境を整備します。

(秘密の保持)

第16条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

(苦情解決)

第17条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第18条 利用者は、指定共同生活援助の利用の契約を終了する場合は1ヶ月以上の予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

(1) 事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。

(2) 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

(4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に

生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

- (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めたとき。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
- (5) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。
- (6) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第19条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(身元保証人)

第20条 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者の責により事業者に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

(協議事項)

第21条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

第22条 国の法律が変わった場合は、その法律内容に準じます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

■支給対象外サービス

◎ 1回のご利用ごとにお支払いいただくサービス

<input type="checkbox"/>	① 送迎費・付添費用等 (イ) 利用者希望の外出活動の諸経費 (付添費用含) 交通費 (付添費用含) ※事業所の自動車を使用する場合はその燃料費	実 費 実 費 20 円/km
<input type="checkbox"/>	(ロ) 利用者及び家族の希望による帰省において、家族の事情により事業所が送迎する場合 (交通費付添含) ※事業所の自動車を使用する場合はその燃料費	実 費 20 円/km
<input type="checkbox"/>	② 利用者の申請手続きにかかる諸費用 交通費 ※事業所の自動車を使用する場合はその燃料費	実 費 実 費 20 円/km
<input type="checkbox"/>	③ 本人の希望による証明書の発行及び文書コピー費用および書類送料 (在園証明書、工賃収入証明書除く) コピー (白黒) 送 料	1 通 100 円 1 枚 10 円 実 費 (在園証明書送付時含)
<input type="checkbox"/>	④ 預かり金管理 財産管理	月 1,500 円 月 500 円

(欄にご希望される支給対象外サービスにチェックをお願いいたします。)

利用契約署名欄

令和 年 月 日

様 利用契約

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

続 柄 _____

(事業所) 住 所 福井市梅野町20-7 _____

事業所名 社会福祉法人 足羽福社会

代表者名 理事長 高村 昌裕 ㊟

◆個人情報に関する基本方針◆

社会福祉法人 足羽福社会（以下、「当会」という）は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 当会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 当会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

令和2年4月1日

社会福祉法人 足羽福社会

個人情報の利用目的の範囲

令和2年4月1日

あすわ地域生活支援センター あすわ第3

1. センター内での利用

- ① 利用者様に提供する福祉サービス
- ② 入退居等に関する業務管理
- ③ 会計・経理業務
- ④ 福祉サービスに関する事故等の報告
- ⑤ 当該利用者様への福祉サービスの向上を目的としたケース検討・研究
- ⑥ 社会福祉実習への協力
- ⑦ その他、利用者様に係る管理運営業務

2. センター外への情報提供としての利用

- ① 利用者様への福祉サービスを提供する上で、他の保健・福祉・医療サービス事業者や相談支援事業者との連携
- ② 入院・通院による診察等のため、他の医療機関医師への情報提供
- ③ 健康診断等の業務委託
- ④ ご家族などへの状況説明
- ⑤ 市町村への自立支援法支給請求等
- ⑥ 賠償責任保険等に係る専門の機関や保険会社等への相談等

3. その他の利用

- ① 社会福祉及び福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供

個人情報使用同意書

社会福祉法人足羽福社会の個人情報に関する基本方針に基づく、個人情報利用目的の範囲内において、個人情報を使用することに同意します。

共同生活援助事業所（グループホーム） あすわ第3

理事長 高村 昌裕 様

令和 年 月 日

(利用者) 住 所

氏 名

⑩

(ご家族等) 氏 名

⑩

続 柄

ひまわり短期入所（短期入所事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 足羽福祉会（以下「事業者」という。）が開設するひまわり短期入所事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

6 地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 ひまわり短期入所

2 所在地 福井県福井市御幸4丁目3-21

（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	雇用区分		職務内容
	常勤	非常勤	

	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
看護職員				1名以上	利用者の健康管理等看護業務を行う
生活支援員		2名以上			利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う
世話人				2名以上	利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談、介護を行う

(指定短期入所の事業の種類)

第5条 事業所は、「併設事業所」として指定短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、対象者を以下のとおりとする。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- 難病等対象者

(短期入所の定員)

第7条 事業所の短期入所の定員は 2名とする。

- 2 事業者は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、指定短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。
- 4 事業所は、利用者からの依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行うものとする。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(支給決定を受けた障害者又は保護者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に供する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。この場合の利用料金については別表に定める。

- ① 食事の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める額
- ② 光熱水費として厚生労働大臣が定める額
- ③ 日用品費
- ④ その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常送迎の実施地域)

第10条 通常送迎事業の実施地域は次のとおりとする。

福井市

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防

計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、福井市長等が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して福井市長等が行う調査に協力するとともに、福井市長等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定し、虐待防止委員会を設置すること。

(2) 成年後見制度の利用を支援すること。

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施すること。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、短期入所事業の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第17条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話設置等の活用可)を定期的開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。

(2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第19条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号 第一の二の3)」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

(1) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

(2) 体験の場の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整

備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
 - 5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 足羽福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。

平成24年 4月 1日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

令和 元年 6月 1日 一部改正

令和 2年 4月 1日 一部改正

令和 4年 1月21日 一部改正

令和 4年 4月 1日 全部改正

令和 6年 9月 1日 一部改正

別表 1（第 9 条第 3 項関係）

光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに関する料金表

種 類	金 額
光熱水費	1 日につき 259 円
食事提供にかかる費用	実費 ただし、食事提供加算対象者については、食材料費として、1 日の食事代より食事提供体制加算分を差引いた額とします。
創作活動等にかかる材料費	実費
その他	実費

あすわ第3 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と障害福祉サービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供される障害福祉サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して障害福祉サービスを提供します。
当障害福祉サービスの利用は、原則として介護給付等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆ 目次 ◆◆

1.	サービスを提供する事業者	2
2.	利用事業所の概要	2~3
3.	サービスの目的・運営方針	3
4.	サービスに係る住居・設備等の概要	3
5.	サービス提供職員の配置状況	3
6.	サービス提供の内容	4~5
7.	利用料金	5
8.	利用者の記録及び情報の管理等	5
9.	虐待の防止について	6
10.	秘密の保持と個人情報の保護について	6~7
11.	緊急時の対応及び協力医療機関	7
12.	要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談	7
13.	非常災害時の対応	8~9
14.	当事業所ご利用の際に留意していただく事項	9
(別紙)	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の支給対象外サービスと料金</u>	10
(別紙)	共同生活援助サービス費における利用料金	11~14
(別紙)	重度化した場合における対応に関する指針	15~17
(別表)	各共同生活住居別	

社会福祉法人 足羽福社会

共同生活援助(グループホーム)
あすわ第3

当事業所は福井市の指定を受けています。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 足羽福祉会
所 在 地	福井県福井市柁野町20-7
電 話 番 号	0776-41-3108
代表者氏名	理事長 高村 昌裕
設 立 年 月	昭和43年5月15日

2. 利用事業所の概要

事業の種類	指定共同生活援助
事業の名称	あすわ第3
事業所（共同生活住居）の所在地	ひだまりA 福井県福井市西方2丁目26-36 ひだまりB 福井県福井市西方2丁目26-35 ひまわり 福井県福井市御幸4丁目3-21 さくら 福井県福井市御幸4丁目2-19 なごみ 福井県福井市和田東2丁目1321 1階 はるか 福井県福井市和田東2丁目1321 2階
連絡先電話番号	ひだまりA・B 0776-23-0081 ひまわり 0776-26-3760 さくら 0776-22-1115 なごみ 0776-63-6789 はるか 0776-63-6789 あすわ事務所 0776-41-0013
管 理 者	荒川 待子
サービス管理責任者	田中 紀代美（ひだまりA・B、なごみ、はるか） 印牧 美佳（ひまわり、さくら）
サービスの実施地域	福井県全域
主たる対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病等対応者
定 員	ひだまりA 2名 ひだまりB 4名 ひまわり 10名 さくら 12名 なごみ 7名 はるか 4名 合計39名
開設年月日	平成25年6月1日
事業所番号	1820101911

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴・排泄または、食事、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活援助サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 住居

別表参照

(2) 主な設備

別表参照

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	職務内容
管理者	1	従業者および業務の一元的管理及び指揮命令
サービス管理責任者	2以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画の作成 ・ 利用の申し込みに係る調整 ・ 従業者等に対する技術指導等のサービスの内容の管理
世話人	8以上	日常生活上のサポートや相談業務
生活支援員	7以上	生活支援、相談、創作・生産活動の指導、介護など総合的なサポート

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系 別表参照

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事	栄養のバランスを考えた食事提供をします。
排泄	排泄に関する援助を行います。
入浴	入浴に関する援助を行います。

着替え、整容等	身だしなみ、清潔さなどの援助を行います。衣替え、整理、整頓。
活動支援	地域行事への参加促進。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	年に一回、健康診断を行います。 常時は、生活支援員、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 利用者が協力医療機関以外の病院に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添いの場合は対象外サービス費用がかかります)

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額
家賃	実費 ※ただし、低所得者は助成金 10,000 円を引いた額とします。また、月の途中で入退去した場合は利用日数分を徴収しますが、その額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円を差し引いた額を徴収し、超えない場合は 0 円とします。	別表参照
食材費	実費	別表参照
光熱水費	実費	別表参照
日常生活上必要となる諸経費	実費 日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。 当月分を入居者の人数で負担します。 日用品・保健衛生品・教養娯楽費など	別表参照
医療保険対象外の諸費用	一般検診 成人病検診 インフルエンザ予防接種等	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。 ・コピー代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他 通院、希望外出等諸経費、交通費 事業所の自動車を使用する場合はその燃料費	実費 実費 実費 20円/km
預かり金管理	別途、預かり金管理契約を締結していただき、これに従い管理を行います。	1ヶ月 1,500円
財産管理	別途、財産管理契約を締結していただき、これに従い管理を行います。	1ヶ月 500円

(3) 以下の場合については、当事業所で提供するサービスではありません。

①入院の場合

付き添い。日用品・部屋代他必要経費

②通院の送迎及び付き添い

- ・透析等定期通院に伴う通院回数が週2回以上送迎・付き添い
- ・定期通院等家族が医療従事者より説明を受け治療方針を決定する通院の付き添い
- ・ある一定距離以上の通院の送迎・付き添い

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が代理受領（介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る）する場合、市町村が定めた利用者負担額を事業者にお支払いいただきます。

また、代理受領を行わない介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した場合は、市町村が定めた利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額を事業者にお支払いいただきます。

詳しくは（別紙）共同生活援助サービス費における利用料金をご参照ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消しする場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。キャンセル料（食費の実費相当額）

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに下記の方法でお支払いください。

- ① 事業所窓口での現金支払い
- ② 利用者ご本人名義 金融口座からの自動引き落とし

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は午前9時～午後5時です。但し、事前に連絡をお

願いたします。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月 24/月法律第 79 号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：荒川 待子
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
⑤ 虐待防止委員会の設置

10.秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。（契約終了後 5 年間保管）○ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理

	<p>者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。</p>
--	---

11. 緊急時の対応及び協力医療機関

I 医療

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

＜協力医療機関医師による診察・治療＞

氏名	有塚医院	有塚敦史
診察科	消化器科・外科・内科	
診察日	(月・火・水・金)	AM8:30~12:00 PM2:00~6:30
	(木・土)	AM8:30~PM12:30

なお、利用者、専門医師等の診断・治療を要する事になった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

(協力医療機関)

◇福井県立病院	◇福井県済生会病院
◇(精神科) 別表参照	◇(皮膚科) 別表参照
◇(歯科) 別表参照	◇(整形外科) 別表参照
◇(眼科) 別表参照	◇(泌尿器科) 別表参照
◇(循環器科) 別表参照	

II 服薬の支援

III 通院と治療

* 当事業所サービス利用期間中に、医療機関で治療を受けた場合には、当該医療機関に支払うべき医療費自己負担額については利用者の負担となります。

IV 日常健康管理

専属の看護師が定期的に日常の健康管理を行います。また、緊急時対応のため 24 時間オンコール体制にて適宜アドバイス・指示等を行います。

V 重度化した場合における対応

あすわ第3が定める重度化した場合における対応に関する指針(別紙)に準じます。

12. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談

	<p>＜窓口担当者＞</p> <p>田中 紀代美 (ひだまりA・B、なごみ、はるか)</p> <p>柳生 郁子 (ひまわり、さくら)</p>
--	--

当事業所 ご利用相談窓口	ご利用時間： 9：00 ～ 18：00 あすわ事務所 福井市柁野町20-5 電話番号 0776-41-0013 FAX 0776-41-0014 ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 ・ 苦情対応については、あすわ第3が定める苦情解決対応フローチャートに準じます。 〈苦情解決・虐待防止責任者〉 管理者 荒川 待子
第三者委員	豊島 雅恵 永井 裕子
福井市役所 障がい福祉課	・所在地：福井県福井市大手3-10-1 ・電話番号：0776-20-5435
福井県社会福祉 協議会 運営適正化委員会	・所在地：福井県福井市光陽2丁目3番22号 ・電話番号：0776-24-2347 ・FAX：0776-24-8941

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・火災通報装置 有 ・消火器 有 ・自動消火装置（スプリンクラー設備） 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 （その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画	防火管理者： ・田中 紀代美（ひだまりA・B、なごみ、はるか） ・柳生 郁子（ひまわり、さくら） ※消防計画については、建物所有者と共同で作成します。
事故発生時の対応	利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、福井市、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損保保険 加入保険内容：賠償責任保険

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

当事業所において、居室その他の事業所・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意下さい。

- ① 外出、外泊の際は、3日前までに連絡を頂き又、その際は外出、外泊届けを従事者まで提出して頂きます。
- ② 利用者が事業所設備について故意又は、重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは、変更した場合には自己の費用により原状に復して頂きます。
- ③ 他の利用者又は、障害福祉サービス従事者に対し迷惑を及ぼす様な暴力・ケンカ、宗教活動、政治活動、営利活動を禁止します。
- ④ 飲酒・喫煙については、決められた時間と場所を遵守することで対応させて頂きます。
- ⑤ 貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理できない利用者につきましては、必要に応じ支援させていただきます。
- ⑥ 居室・設備及び共用施設を本来の用途に従って利用して頂きます。
- ⑦ 障害福祉サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合は事業者及び従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとる事を認めるものとします。但し、その場合利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

(別紙) 共同生活援助サービス費における利用料金

令和6年度4月現在 (※福井市の1単位は10.24円)

【基本サービス単位】

	基本部分	基本報酬単位	利用料	利用者負担額
共同生活援助サービス費 (I) (6:1)	(1) 区分6	600 単位/日	6,144 円/日	614 円/日
	(2) 区分5	456 単位/日	4,669 円/日	466 円/日
	(3) 区分4	372 単位/日	3,809 円/日	380 円/日
	(4) 区分3	297 単位/日	3,041 円/日	304 円/日
	(5) 区分2	188 単位/日	1,925 円/日	192 円/日
	(6) 区分1以下	171 単位/日	1,751 円/日	175 円/日
共同生活援助サービス費 (II) (体験利用)	(1) 区分6	717 単位/日	7,342 円/日	734 円/日
	(2) 区分5	569 単位/日	5,826 円/日	582 円/日
	(3) 区分4	481 単位/日	4,925 円/日	492 円/日
	(4) 区分3	410 単位/日	4,198 円/日	418 円/日
	(5) 区分2	290 単位/日	2,969 円/日	296 円/日
	(6) 区分1以下	273 単位/日	2,795 円/日	279 円/日
個人単位で居宅介護等を利用する場合 (特例)				
(3) 世話人配置 6:1の場合	(一) 区分6	369 単位/日	3,778 円/日	378 円/日
	(二) 区分5	306 単位/日	3,133 円/日	313 円/日
	(三) 区分4	270 単位/日	2,764 円/日	276 円/日

【退去後共同生活援助サービス費】

退去後	退去後、3月を限度として1月につき2,000単位
-----	--------------------------

【退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費】

退去後	退去後、3月を限度として1月につき2,000単位
-----	--------------------------

【人員配置体制加算】

人員配置体制加算 (I)	12:1	区分4以上	1日につき83単位を加算
		区分3以下	1日につき77単位を加算
人員配置体制加算 (II)	30:1	区分4以上	1日につき33単位を加算
		区分3以下	1日につき31単位を加算

【加算単位】

	区分	加算単位	利用料	利用者負担額
福祉専門職配置加算	福祉専門職配置加算 I	10 単位/日	102 円/日	10 円/日
	福祉専門職配置加算 II	7 単位/日	71 円/日	7 円/日
	福祉専門職配置加算 III	4 単位/日	40 円/日	4 円/日
視覚・聴覚言語障害者 支援体制加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 I	51 単位/日	522 円/日	52 円/日
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 II	41 単位/日	419 円/日	41 円/日
看護職員配置加算		70 単位/日	716 円/日	71 円/日
高次脳機能障害者支援体制加算		41 単位/日	419 円/日	41 円/日
ピアサポート実施加算		100 単位/日	1,024 円/日	102 円/日
退去後ピアサポート実施加算		100 単位/日	1,024 円/日	102 円/日

夜間支援等体制加算	夜間支援等体制加算(二)	(1) 夜間支援対象利用者2人以下	(一) 区分4以上	672 単位/日	6,881 円/日	688 円/日
			(二) 区分3	560 単位/日	5,733 円/日	573 円/日
			(三) 区分2以下	448 単位/日	4,587 円/日	458 円/日
		(2) 夜間支援対象利用者3人	(一) 区分4以上	448 単位/日	4,587 円/日	458 円/日
			(二) 区分3	373 単位/日	3,819 円/日	381 円/日
			(三) 区分2以下	299 単位/日	3,061 円/日	306 円/日
		(3) 夜間支援対象利用者4人	(一) 区分4以上	336 単位/日	3,440 円/日	344 円/日
			(二) 区分3	280 単位/日	2,867 円/日	286 円/日
			(三) 区分2以下	224 単位/日	2,293 円/日	229 円/日
		(4) 夜間支援対象利用者5人	(一) 区分4以上	269 単位/日	2,754 円/日	275 円/日
			(二) 区分3	224 単位/日	2,293 円/日	229 円/日
			(三) 区分2以下	179 単位/日	1,832 円/日	183 円/日
		(5) 夜間支援対象利用者6人	(一) 区分4以上	224 単位/日	2,293 円/日	229 円/日
			(二) 区分3	187 単位/日	1,914 円/日	191 円/日
(三) 区分2以下	149 単位/日		1,525 円/日	152 円/日		
(6) 夜間支援対象利用者7人	(一) 区分4以上	192 単位/日	1,966 円/日	196 円/日		
	(二) 区分3	160 単位/日	1,638 円/日	163 円/日		
	(三) 区分2以下	128 単位/日	1,310 円/日	131 円/日		
(7) 夜間支援対象利用者8人	(一) 区分4以上	168 単位/日	1,720 円/日	172 円/日		
	(二) 区分3	140 単位/日	1,433 円/日	143 円/日		
	(三) 区分2以下	112 単位/日	1,146 円/日	114 円/日		
(8) 夜間支援対象利用者9人	(一) 区分4以上	149 単位/日	1,525 円/日	152 円/日		
	(二) 区分3	124 単位/日	1,269 円/日	126 円/日		
	(三) 区分2以下	99 単位/日	1,013 円/日	101 円/日		
(9) 夜間支援対象利用者10人	(一) 区分4以上	135 単位/日	1,382 円/日	138 円/日		
	(二) 区分3	113 単位/日	1,157 円/日	115 円/日		
	(三) 区分2以下	90 単位/日	921 円/日	92 円/日		
(10) 夜間支援対象利用者11人	(一) 区分4以上	122 単位/日	1,249 円/日	124 円/日		
	(二) 区分3	102 単位/日	1,044 円/日	104 円/日		
	(三) 区分2以下	81 単位/日	829 円/日	82 円/日		
(11) 夜間支援対象利用者12人	(一) 区分4以上	112 単位/日	1,146 円/日	114 円/日		
	(二) 区分3	93 単位/日	952 円/日	95 円/日		
	(三) 区分2以下	75 単位/日	768 円/日	76 円/日		
(12) 夜間支援対象利用者13人	(一) 区分4以上	103 単位/日	1,054 円/日	105 円/日		
	(二) 区分3	86 単位/日	880 円/日	88 円/日		
	(三) 区分2以下	69 単位/日	706 円/日	70 円/日		
(13) 夜間支援対象利用者14人	(一) 区分4以上	96 単位/日	983 円/日	98 円/日		
	(二) 区分3	80 単位/日	819 円/日	81 円/日		
	(三) 区分2以下	64 単位/日	655 円/日	65 円/日		
	夜間支援等体制加算(Ⅲ)		10 単位/日	102 円/日	10 円/日	
重度障害者	重度障害者支援加算(Ⅰ)		360 単位/日	3,686 円/日	368 円/日	

支援加算	重度障害者支援加算（Ⅱ）	180 単位/日	1,843 円/日	184 円/日		
医療的ケア対応支援加算		120 単位/日	1,228 円/日	122 円/日		
日中支援加算	日中支援加算（Ⅰ）	（Ⅰ）日中支援対象利用者1人		539 単位/日	5,519 円/日	551 円/日
		（Ⅱ）日中支援対象利用者2人以上		270 単位/日	2,764 円/日	276 円/日
	日中支援加算（Ⅱ）	利用者1人	（Ⅰ）区分4、5、6	539 単位/日	5,519 円/日	551 円/日
			（Ⅱ）区分3以下	270 単位/日	2,764 円/日	276 円/日
		利用者2人以上	（Ⅰ）区分4、5、6	270 単位/日	2,764 円/日	276 円/日
			（Ⅱ）区分3以下	135 単位/日	1,382 円/日	138 円/日
集中的支援加算	集中的支援加算（Ⅰ）月4回を限度として加算	1,000 単位/回	10,240 円/回	1,024 円/回		
	集中的支援加算（Ⅱ）1回につき500単位を加算	500 単位/回	5,120 円/回	512 円/回		
自立生活支援加算	自立生活支援加算（Ⅰ） 6月を限度に1月につき500単位を加算		500 単位/回	5,120 円/回	512 円/回	
	自立生活支援加算（Ⅱ）入院中2回、退院後1回を限度として500単位を加算		500 単位/回	5,120 円/回	512 円/回	
	自立生活支援加算（Ⅰ）	利用期間が3年	80 単位/回	819 円/回	81 円/回	
		利用期間が3年を超えて4年以内	72 単位/回	737 円/回	73 円/回	
		利用期間が4年を超えて5年以内	56 単位/回	573 円/回	57 円/回	
利用期間が5年を超える場合		40 単位/回	409 円/回	40 円/回		
入院時支援特別加算 (月1回を限度)	入院期間が3日以上7日未満	561 単位/回	5,766 円/回	576 円/回		
	入院期間が7日以上	1,122 単位/回	11,489 円/回	1,148 円/回		
帰宅時支援加算 (月1回を限度)	外泊期間が3日以上7日未満	187 単位/回	1,914 円/回	191 円/回		
	外泊期間が7日以上	374 単位/回	3,829 円/回	382 円/回		
長期入院時支援特別加算	指定共同生活援助事業所の場合	122 単位/日	1,249 円/日	124 円/日		
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	150 単位/日	1,536 円/日	153 円/日		
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	76 単位/日	778 円/日	77 円/日		
長期帰宅時支援加算	指定共同生活援助事業所の場合	40 単位/日	409 円/日	40 円/日		
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	50 単位/日	512 円/日	51 円/日		
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	25 単位/日	256 円/日	25 円/日		
地域生活移行個別支援特別加算		670 単位/日	6,860 円/日	686 円/日		
精神障害者地域移行特別加算		300 単位/日	3,072 円/日	307 円/日		

強度行動障害者地域移行特別加算		300 単位/日	3,072 円/日	307 円/日
強度行動障害者体験利用加算		400 単位/日	4,096 円/日	409 円/日
医療連携体制加算	医療連携体制加算 (VI)	39 単位/日	399 円/日	39 円/日
通勤者生活支援加算		18 単位/日	184 円/日	18 円/日
障害者支援施設等感 染対策向上加算	障害者支援施設等感染対策向上加算 (I)	1 月につき 10 単位		
	障害者支援施設等感染対策向上加算 (II)	1 月につき 10 単位		
新興感染症等施設療養加算		月 5 回を限度として 240 単位		
福祉・介 護職員処 遇改善加 算	福祉・介護 職員処遇 改善加算 (I)	(I) 指定共同生活援助事業所の場合	(1 月につき + 所定単位×147/1,000)	
福祉・介護職員処 遇改善特別加算	指定共同生活援助事業所の場合		(1 月につき + 所定単位×86/1,000)	
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)		(1 月につき + 所定単位×19/1,000)	

(別紙)

重度化した場合における対応に関する指針

共同生活援助事業所 あすわ第3

1. 当事業所における重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、支援方法、治療等についてご本人の意思、ならびにご家族の意向を尊重して行います。対応する上で、利用者様と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意した内容については確認を取りながら、多職種共同によりご本人及びそのご家族への継続的支援を計ります。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者様が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を実現できる支援に努めます。
- (2) できる限り当事業所においての生活ができるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応が取れるよう、医療との連携を図ります。

※やむを得ず、当事業所での生活が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるように配慮します。

2. 重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応できる連携体制を確保します。

① 看護職員の体制

看護職員は利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び急性期における医療機関等との連絡・調整等を生活支援員とともに行います。

② 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、主治医と連携を行います。

協力医療機関

有塚医院	福井市和田東2-1814	0776-24-6060
済生会病院	福井市和田中町舟橋7番地1	0776-23-1111
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	0776-54-5151

(2) 多職種共同によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

① 重度化に伴う個別支援計画の作成

重度化にしても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じて個別支援計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

② 個別支援計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族とともに作成した個別支援計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切な支援の提供に努めます。

③ ご家族・日中活動事業所・相談事業所等との連携

ご家族および日中活動事業所・相談事業所とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるようご家族・日中活動事業所・相談員との連携に努めます。

3. 重度化対応に関する各職種の役割

職種	役割
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看取り介護の総括責任者の任命 ・ 職員への指針の徹底 ・ 職員に対する教育・研修
生活支援員 世話人 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医または協力関係機関との連携 ・ 重度化に伴い起こりうる処置への対応 ・ 疼痛の緩和 ・ 緊急時の対応 ・ 定期的なカンファレンスへの参加 ・ 心身の状態のチェックと経過の記録 ・ 継続的な家族支援 ・ 他職種とのチームケアの確立 ・ 緊急時の対応（生活支援員・世話人） ・ きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供 ・ 身体的、精神的緩和ケア ・ コミュニケーション

4. 看取り介護への対応

ご本人およびご家族との話し合いや意思の確認をし、当事業所で看取り介護を実施する場合は、その受入の可否を含めて検討し、体制を整えこれに対応します。

5. 職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

- ① 重度化に伴うケアの知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- ③ チームケアの充実
- ④ 看取り介護に関する対応
- ⑤ 重度化対応ケアの振り返り（検証）

6. 入院中における食費・居住費の取り扱い

居住費（家賃）については、入院期間中であっても在籍をし家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。

食費については、原則として提供した食事について一日単位で計算対象期間とします。

(事業所)

当事業所は、_____様に対するサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項について、あすわ第3 従事者_____が説明いたしました。

所在地 _____

名 称 あすわ第3 (_____)

従事者 _____ ㊟

私は、本書面に基づいて、 従事者_____から上記、重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

(説明同席者)

私は、利用者本人_____と同席し、重要事項の説明を受けたことを確認します。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

あすわ第3重要事項説明書 別表 【ひだまりA・B】

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 住居

建物	構造	木造2階建て 2棟
	延べ床面積 A棟	71.18㎡ (1階2階部分)
	B棟	71.18㎡ (1階2階部分)

2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
居 室	6室	全室個室
食 堂	1カ所	テーブル・椅子・電子レンジ・冷蔵庫等
洗面所	2ヶ所	洗濯機設置
便 所	2か所	
浴室	2か所	
リビング	1室	テレビ・エアコン
物干し場	2か所	物干し竿

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

(ア) 各職種の勤務体系 別表参照

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
看 護 師	正規の勤務時間帯 (9:00 ~ 18:00)
世 話 人	正規の勤務時間帯 (16:30~翌8:00)
生活支援員	正規の勤務時間帯 ① (9:00~18:00) ② (11:00~20:00) ③ (10:00~翌10:00)

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額 /月
家賃	18,000円 ※ただし、低所得者は助成金 10,000 円を引いた額とする。また、月の途中で入退去した場合は利用日数分を徴収するが、その額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円を差し引いた額を徴収し、超えない場合は 0 円とします。	8,000円 (自己負担分)
食材費	① 米代：米代÷延べ食数×利用食数 ② 副食代：注文した副食代（消費税込み） 朝 139円 夜 302円 ③ お楽しみメニュー食材・調味料代： ※ただし、調味料等がなくなった時に月 2,000 円を徴収します。	約20,000円
光熱水費	当月分を入居者の人数で除して徴収します。 (電気代+水道費+ガス代)÷(延べ日数)×利用日数	約10,000円
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用を徴収します。 当月分を入居者の人数で負担していただきます。日用品・保健衛生品・教養娯楽費等がなくなった時に、2,000 円ずつを徴収します。	実費 約2,000円

9. 緊急時の対応及び協力医療機関

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

(協力医療機関医師による診察・治療)

氏名 有塚医院 有塚敦史

診察科 消化器科・外科・内科

診察日 (月・火・水・金) AM8:30~12:00 PM2:00~6:30

(木・土) AM8:30~12:30

なお、利用者、専門医師等の診断・治療を要する事になった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

(協力医療機関)

◇福井県立病院 ◇福井県済生会病院 ◇福井厚生病院 ◇福仁会病院

◇(皮膚科)くわばら皮膚科 ◇(精神科)木原クリニック、松原病院

◇(歯科)ヒロ歯科クリニック、小林歯科◇(眼科)山岸眼科

◇(整形外科)清水整形外科クリニック◇(耳鼻科)高波耳鼻咽喉科

あすわ第3重要事項説明書 別表 【ひまわり】

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 住 居

建物	構 造	軽量鉄骨造 2階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	713.49㎡
	延べ床面積	519.17㎡

2) 主な設備

	部屋数	備 考
居 室	10室	全室個室
食 堂	1室	テーブル・椅子・電子レンジ・冷蔵庫
洗面所	2ヶ所	洗濯機2台
便 所	2ヶ所	
風呂場	1ヶ所	
居間(リビング)	1室	テレビ・エアコン

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)
看 護 師	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)
世 話 人	正規の勤務時間帯(17:00~翌8:30) (10:00~19:00) (15:00~19:00)
生活支援員	正規の勤務時間帯 ① (9:00~18:00) ② (7:00~16:00) ③ (8:00~17:00) ④ (10:00~19:00) ⑤ (10:00~翌10:00)

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額 /月
家賃	25,000円 ※ただし、低所得者は助成金 10,000 円を引いた額とする。また、月の途中で入退去した場合は利用日数分を徴収するが、その額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円を差し引いた額を徴収し、超えない場合は 0 円とします。	15,000円 (自己負担分)
食材費	① 米代：米代÷延べ食数×利用食数 ② 副食代：注文した副食代（消費税込み） 朝 230 円 昼 380 円 夜 380 円 ③ お楽しみメニュー食材・調味料代 ※ただし、調味料等が無くなった時に月 2,000 円を徴収します。	約20,000円
光熱水費	当月分を入居者の人数で除して徴収します。 (電気代+水道費+ガス代)÷(延べ日数)×利用日数	約15,000円
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用を徴収します。 当月分を入居者の人数で負担していただきます。日用品・保健衛生品・教養娯楽費等が無くなった時に、2,000 円ずつを徴収します。	実費 約2,000円

9. 緊急時の対応及び協力医療機関

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

(協力医療機関医師による診察・治療)

氏名 有塚医院 有塚敦史

診察科 消化器科・外科・内科

診察日 (月・火・水・金) AM8:30~12:00 PM2:00~6:30

(木・土) AM8:30~12:30

なお、利用者、専門医師等の診断・治療を要する事になった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

(協力医療機関)

◇福井県立病院 ◇福井県済生会病院 ◇福井厚生病院 ◇福仁会病院

◇(皮膚科)くわばら皮膚科 ◇(精神科)木原クリニック、松原病院

◇(歯科)ヒロ歯科クリニック、小林歯科◇(眼科)山岸眼科

◇(整形外科)清水整形外科クリニック◇(耳鼻科)高波耳鼻咽喉科

あすわ第3重要事項説明書 別表 【さくら】

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 住 居

建物	構 造	木造二階建
	敷地面積	537.87 m ²
	延べ床面積	285.81 m ²

2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
居 室	12室	全室個室
食 堂	1カ所	テーブル・椅子・電子レンジ・冷蔵庫等
洗面所	2ヶ所	各階に設置
便 所	2カ所	各階に設置
浴室	2カ所	システムバスルーム2カ所
リビング	1室	テレビ・エアコン
物干し場	2カ所	屋内外に設備、物干し竿・除湿機

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

(ア) 各職種の勤務体系 別表参照

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯（ 9：00～18：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（ 9：00～18：00）
看 護 師	正規の勤務時間帯（ 9：00～18：00）
世 話 人	正規の勤務時間帯（17：00～翌8：30）
生活支援員	正規の勤務時間帯
	①（ 9：00～18：00）
	②（ 7：30～16：30）
	③（ 8：30～17：30）
	④（10：30～19：30）
⑤（10：00～翌10：00）	

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額 /月
家賃	30,000円 ※ただし、低所得者は助成金 10,000 円を引いた額とする。また、月の途中で入退去した場合は利用日数分を徴収するが、その額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円を差し引いた額を徴収し、超えない場合は 0 円とします。	20,000円 (自己負担分)
食材費	① 米代：米代÷延べ食数×利用食数 ② 副食代：注文した副食代（消費税込み） 朝 139 円 昼 302 円 夜 302 円 ③ お楽しみメニュー食材・調味料代： ※ただし、調味料等がなくなった時に月 2,000 円を徴収します。	約20,000円
光熱水費	当月分を入居者の人数で除して徴収します。 (電気代+水道費) ÷ (延べ日数) ×利用日数	約15,000円
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用を徴収します。 当月分を入居者の人数で負担していただきます。日用品・保健衛生品・教養娯楽費等がなくなった時に、2,000 円ずつを徴収します。	実費 約2,000円

9. 緊急時の対応及び協力医療機関

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

(協力医療機関医師による診察・治療)

氏名 有塚医院 有塚敦史

診察科 消化器科・外科・内科

診察日 (平日) AM8:30~12:00 PM2:00~6:30

(土) AM8:30~PM3:00

なお、利用者、専門医師等の診断・治療を要する事になった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

(協力医療機関)

◇福井県立病院 ◇福井県済生会病院 ◇福井厚生病院 ◇福仁会病院

◇(皮膚科)くわばら皮膚科 ◇(精神科)木原クリニック、松原病院

◇(歯科)ヒロ歯科クリニック、小林歯科◇(眼科)山岸眼科

◇(整形外科)清水整形外科クリニック◇(耳鼻科)高波耳鼻咽喉科

あすわ第3重要事項説明書 別表 【なごみ】

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 住居

建 物	構 造	鉄骨造 2階建
	床面積	235.22㎡

2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
居 室	7室	全室個室
リビングフロア	1カ所	テレビ・書棚・ソファ
食 堂	1カ所	食卓テーブル・椅子・食洗機・冷蔵庫・電磁調理器等
便 所	3カ所	障害者用トイレあり
浴 室	1カ所	ユニットバス
脱 衣 室	1 室	脱衣棚
洗 面 所	2カ所	
洗 濯 室	1カ所	洗濯機、衣類乾燥機、物干し場(屋外にも設置)、除湿機

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
看 護 師	正規の勤務時間帯 (9:00 ~ 18:00)
世 話 人	正規の勤務時間帯 (16:00~翌10:00) (15:30~20:00)
生活支援員	正規の勤務時間帯 ① (9:00~18:00) ② (6:30~10:00、15:30~20:00) ③ (7:00~16:00) ④ (10:00~19:00) ⑤ (11:00~20:00) ⑥ (10:00~翌10:00)

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額 /月
家賃	30,000円 ※ただし、低所得者は助成金 10,000円と自己負担金月額20,000円とする。また、月の途中で入退去した場合は利用日数分を徴収するが、その額が10,000円を超える場合は10,000円を差し引いた額を徴収し、超えない場合は0円とする。	20,000円 (自己負担分)
食材費	① 米代：米代÷延べ食数×利用食数 ② 副食代：注文した副食代（消費税込み） 朝 139円 昼 302円 夜 302円 ③ お楽しみメニュー食材・調味料代： ※ただし、調味料等がなくなった時に月 2,000円を徴収します。	約20,000円
光熱水費	当月分を入居者の人数で除して徴収します。 (電気代+水道費) ÷ (延べ日数) × 利用日数	約12,000円
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用を徴収します。 当月分を入居者の人数で負担していただきます。 日用品・保健衛生品・教養娯楽費等がなくなった時に、2,000円ずつを徴収します。	実費 約2,000円

9. 緊急時の対応及び協力医療機関

I 医療

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

＜協力医療機関医師による診察・治療＞

氏名 有塚医院 有塚敦史
診察科 消化器科・外科・内科
診察日 (月・火・水・金) AM8:30~12:00 PM2:00~6:30
(木・土) AM8:30~12:30

なお、利用者、専門医師等の診断・治療を要する事になった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

(協力医療機関)

- ◇福井県立病院 ◇福井県済生会病院 ◇福井厚生病院 ◇福仁会病院
- ◇(皮膚科)くわばら皮膚科 ◇(精神科)木原クリニック、松原病院
- ◇(歯科)ヒロ歯科クリニック、小林歯科◇(眼科)山岸眼科
- ◇(整形外科)清水整形外科クリニック◇(耳鼻科)高波耳鼻咽喉科

あすわ第3 重要事項説明書 別表 【はるか】

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 住居

建 物	構 造	鉄骨造 2階建
	床面積	136.66㎡

2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
居 室	4室	全室個室
リビングフロア	1カ所	テレビ・書棚・ソファ
食 堂	1カ所	食卓テーブル・椅子・食洗機・冷蔵庫・電磁調理器等
便 所	2カ所	
浴 室	1カ所	ユニットバス
脱 衣 室	1 室	脱衣棚
洗 面 所	1カ所	
洗 濯 室	1カ所	洗濯機、衣類乾燥機、物干し場、除湿機

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯（ 9：00～18：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（ 9：00～18：00）
看 護 師	正規の勤務時間帯（ 9：00 ～ 18：00）
世 話 人	正規の勤務時間帯 （ 7：00～10：00） （15：30～20：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯 ①（ 9：00～18：00） ②（ 6：30～10：00、15：30～20：00） ③（ 7：00～16：00） ④（10：00～19：00） ⑤（11：00～20：00）

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額 /月
家賃	30,000円 ※ただし、低所得者は助成金 10,000円と自己負担金月額20,000円とする。また、月の途中で入退去した場合は利用日数分を徴収するが、その額が10,000円を超える場合は10,000円を差し引いた額を徴収し、超えない場合は0円とする。	20,000円 (自己負担分)
食材費	① 米代：米代÷延べ食数×利用食数 ② 副食代：注文した副食代（消費税込み） 朝 139円 昼 302円 夜 302円 ③ お楽しみメニュー食材・調味料代： ※ただし、調味料等がなくなった時に月 2,000円を徴収します。	約20,000円
光熱水費	当月分を入居者の人数で除して徴収します。 (電気代+水道費)÷(延べ日数)×利用日数	約15,000円
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用を徴収します。 当月分を入居者の人数で負担していただきます。 日用品・保健衛生品・教養娯楽費等がなくなった時に、2,000円ずつを徴収します。	実費 約2,000円

9. 緊急時の対応及び協力医療機関

I 医療

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

<協力医療機関医師による診察・治療>

氏名 有塚医院 有塚敦史
診察科 消化器科・外科・内科
診察日 (月・火・水・金) AM8:30~12:00 PM2:00~6:30
(木・土) AM8:30~12:30

なお、利用者、専門医師等の診断・治療を要する事になった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

(協力医療機関)

- ◇福井県立病院 ◇福井県済生会病院 ◇福井厚生病院 ◇福仁会病院
- ◇(皮膚科)くわばら皮膚科 ◇(精神科)木原クリニック、松原病院
- ◇(歯科)ヒロ歯科クリニック、小林歯科◇(眼科)山岸眼科
- ◇(整形外科)清水整形外科クリニック◇(耳鼻科)高波耳鼻咽喉科医院